

新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの市の対応について（7月20日版）

1 市民対応

(1) 認定関係

- ・認定調査員の検温、マスク着用の義務付け（継続）
- ・更新申請に限り、認定調査および主治医意見書提出なしで認定期間を特例延長する方を継続中（面会制限施設等入所者3月末分から、在宅で調査等に懸念のある被保険者4月末分から）

(2) 介護保険料関係

- ・事業収入の減少などにより納付が困難な場合、分割納付や納付の猶予などについて対応（通年）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に応じた徴収猶予や減額免除の特例を実施

(3) 包括支援センター

- ・見守り訪問（6月から再開）

(4) 高齢者向けサービス

- ・新型コロナウイルス感染症に不安を抱えて買物に行くことのできない75以上の独居高齢者等を対象に、買物代行サービス（御用聞きサービス）事業を実施（9月1日）

(5) 市民向け各種行事

- ・高齢者クラブ活動再開（6月26日から）
- ・認知症相談会、一般介護予防事業各種教室（介護予防リーダー一定例会、脳イキイキ教室、健康寿命のび～る教室）（形式等一部変更し開催に向けて準備中）
- ・認知症サポーター養成講座（6月から再開）

2 介護事業所対応

(1) 衛生品支援

- ・市内介護事業所・高齢者福祉施設等に使い捨てマスクの配布 184,270枚（市備蓄品、市への寄付分、都備蓄品、都購入分、都への寄付分）
- ・市への寄付分の布マスクの配布 388枚（14事業所）
- ・国のエタノール供給あっせん 10か所 540リットル（無償）
- ・国のエタノール優先調達制度へのあっせん 21か所 68リットル（有償）
- ・介護事業所等に対する感染対策経費の補助制度（検討中）

(2) 運営、人員基準などの柔軟な対応

- ・国からサービス毎に、多数通知がされており、市では適宜事業所に周知するとともに、市ホームページに情報を掲載。また、必要に応じて、青梅市独自の解釈および運用方法について事務連絡を发出（2月以降随時）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス事業における電話等状況確認サービス事業の特例制度実施（4～6月）

(3) 介護保険事業（休止または中止のもの）

- ・介護サービス相談員の訪問（休止中）
- ・主任介護支援専門員連絡会、ケアマネジャー意見交換会（開催に向けて準備中）
- ・ケアプラン勉強会（形式等一部変更し7月から再開）

以 上